

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

訓 令 ○ 三重県教職員住宅管理要綱の一部を改正する訓令 …………… 福利・給与課 1頁

訓 令

教委訓第13号

三重県教職員住宅管理要綱の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成25年6月27日

三重県教育委員会教育長 山 口 千 代 己

三重県教職員住宅管理要綱の一部を改正する訓令

三重県教職員住宅管理要綱（昭和42年教委訓第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三重県教職員住宅管理規程

第2条中「第1号」の次に「及び第2号」を加える。

別 表 中

北勢地区教1号 ～5号	世 帯 者 用	昭和50年度	5	を	北勢地区教2号 ～5号	世 帯 者 用	昭和50年度	4
----------------	------------------	--------	---	---	----------------	------------------	--------	---

に、松阪地区教A1号～2号の項中「世帯用」を「世帯者用」に改め、松阪地区教B1号～4号の項中「単身用」を「単身者用」に改め、度会教1号の項から南島教6号～10号までの項を削り、南勢教4号～13号の項中「々」を「南伊勢高等学校長」に改め、ゆめが丘教1～4の項中「上野工業高等学校長」を「伊賀白鳳高等学校長」に改め、紀北泉教1～6の項中「平成10年度」を「平成11年度」に改め、紀北泉7～16の項中「平成10年度」を「平成11年度」に改め、名張地区教1号～2号の項中「名張桔梗丘高等学校長」を「名張西高等学校長」に改め、尾鷲教9号～10号の項を削り、尾鷲教11号の項中「々」を「尾鷲高等学校長」に改め、長島教7号～11号及び長島教12号の1～6の項を削り、長島教13号の項中「々」を「尾鷲高等学校長」に改め、紀南教1号～2号の項を削り、紀南教8号～12号の項中「々」を「紀南高等学校長」に改め、中勢地区教A1号～7号の項中「福利・給与室長」を「福利・給与課長」に改める。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式
(第8条第2項関係)

誓 約 書

教職員住宅所在地

教職員住宅名 教 号 (単身者用・世帯者用)

面 積 平方メートル

家 賃 (月額) 円

平成 年 月 日付 第 号により上記教職員住宅の入居承認
を受けたので入居後は、三重県教職員住宅管理規程を堅く守り、貴職の指示に従
うことを誓約します。

平成 年 月 日

住 所

所属学校名

氏 名

Ⓔ

管理者

様

規格 A4

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

発 行
津 市 広 明 町 13 番 地
三 重 県 教 育 委 員 会

印 刷
合 資 会 社 黒 川 印 刷